

長野県伝統的工芸品産業新規就業者定着促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年5月25日法律第57号。以下「伝産法」という。）による伝統的工芸品又は長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年5月13日57工第30号。以下「県要綱」という。）及び長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（令和5年3月20日条例第15条。以下「条例」という。）による県伝統的工芸品において、その製造に携わる新規就業者が伝統的工芸品産業の後継者として育成される場合に、助成金を予算の範囲内で交付することとし、その交付に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 本助成金は、技術の伝承と後継者の育成を図るために、新規就業者を長野県の伝統的工芸品産業に定着させることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 組合等 伝産法第2条第3項又は県要綱第5及び条例第8条に基づく指定を申し出た事業協同組合等及び団体をいう。
- (2) 製造業者 伝産法第2条第4項又は県要綱第5及び条例第8条により伝統的工芸品又は県伝統的工芸品として指定された工芸品の製造業を営んでおり、かつ組合等の構成員である当該産地の法人及び個人をいう。
- (3) 新規就業者 伝統的工芸品産業に初めて従事した者をいう。
- (4) 受入事業者 伝統的工芸品の製造に携わせるために新規就業者を育成する組合等又は製造業者（新規就業者の雇用主に限る。）をいう。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象者は受入事業者と新規就業者のうち、次の表の右欄に定める助成要件を具備するものとして知事が認める者とする。

区分	助成要件
受入事業者	1 県税に係る徴収金を滞納していないこと。 2 不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為がないこと。 3. 国、県、市町村及びその外郭団体が実施する類似の補助制度の給付対象となっていないこと。

新規就業者	1 交付申請時点において、伝統的工芸品産業に初めて従事してから5年以内であること。ただし、受入事業者の代表者の3親等以内の親族である場合は、従事してから1年以内であること。 2 就業日数が月に概ね20日以上であること。 3 被雇用者の場合は雇用保険の一般被保険者であること。 4 県税に係る徴収金を滞納していないこと。 5 不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為がないこと。 6 国、県、市町村及びその外郭団体が実施する類似の補助制度の給付対象となっていないこと。 7 受入事業者の代表者の3親等以内の親族である場合は、交付申請時点において、雇用期間に定めのない職に就いていないこと。
-------	---

(助成金の交付額)

第5条 助成金は、受入事業者が作成した育成計画の実績に応じて、次表に掲げる金額を予算の範囲内で交付する。助成期間は6か月を最長とする。

助成金の対象者	助成金の額（月額）
受入事業者	4万円
新規就業者	4万円

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする受入事業者は、助成金交付申請書（様式第1号）に交付要件確認書（様式第1号別紙1）、新規就業者の育成計画書（様式第1号別紙2）、誓約書（様式第1号別紙3）及びその他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付を決定すべきと認めたときは交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 交付の決定を受けた受入事業者（以下「助成事業者」という。）が、育成計画の変更をしようとするときは、育成計画変更承認申請書（様式第2号）により知事に申請しなければならない。
ただし、育成計画終了後に想定される新規就業者の習熟度等に影響を及ぼさない育成課程の変更などその程度が軽微な場合はこの限りではない。

(事業の中止等)

第9条 助成事業者が、事業の実施を中止又は廃止しようとするときは、助成金中止（廃止）届出書（様式第3号）により知事に届け出なければならない。

(遂行状況報告)

第10条 助成事業者は、事業の開始後3か月ごとに、その間の事業の遂行状況を遂行状況報告書（様

式第4号)により、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

ただし、期間の途中で事業を終了又は廃止したときは、その日から起算して15日を経過した日までに報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、助成事業者又は新規就業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 育成計画が履行されなかったとき
- (2) 助成事業者が事業を中止又は廃止したとき
- (3) 助成事業者が新規就業者を除名又は解雇したとき
- (4) 新規就業者が事業の中断、廃業又は退職したとき
- (5) 助成事業者若しくは新規就業者が、偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき
- (6) 助成事業者若しくは新規就業者に規則又はこの要綱に違反する行為があったとき
- (7) 助成事業者若しくは新規就業者に、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると知事が認めるとき

(実績報告)

第12条 助成事業者は、事業が終了した日から起算して15日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書(様式第5号)により知事に実績を報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書を審査の上、適正と認めたときは、助成金の額を確定し当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第14条 助成事業者は、前条の規定により助成金の額が確定した後に、助成金交付請求書(様式第6号)により助成金の交付を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、知事から交付を受けた助成金のうち、新規就業者に交付するものとして確定された額を新規就業者に交付しなければならない。
- 3 助成事業者が製造業者の場合、助成金の新規就業者への交付を理由として、新規就業者に支給する賃金を減額してはならない。

(書類の整備等)

第15条 助成事業者は、事業に係る新規就業者の育成の状況を記録しなければならない。

- 2 助成事業者は、事業に係る助成金の経理を明らかにした書類を整備し、前項の記録とともに事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(事業の継続等)

第16条 助成事業者は、事業終了後においても引き続き当該新規就業者の育成に努めなければならない。

2 助成事業者が製造業者の場合、当該新規就業者の雇用の維持、確保に努めなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年5月27日から施行する。